

保護者のみなさまへ

松原市立中央小学校
学 校 長

台風・地震等災害発生時の登下校の取扱いについて

台風や地震等の登下校について松原市教育委員会より通知がありましたのでお知らせさせていただきます。下記の事項を読んでいただき、ご家庭で十分にご指導くださいますようお願いいたします。

記

1. 大阪府下全域又は南河内地区、松原市に『**暴風警報**』又は『**高齢者等避難**(注1)』又は『**レベル4以上の気象警報**(注2)』が発令された場合は、情報を確認していただき自宅にて待機をお願いいたします。

- ①午前7時までに警報が解除された場合・・・**平常通りに授業があります。給食もあります。**
- ②午前7時を過ぎてから午前8時30分までに警報が解除された場合
・・・**午前中だけの授業になります。給食はありません。**
- ③午前8時30分を過ぎて警報が解除された場合・・・**臨時休校になります。**

※**午前8時30分までに警報が解除された場合は、速やかに「登校」**させてください。

※登校後に、上記の警報等が発令された場合、児童の安全を考慮し原則学校に児童を留め置き、気象条件が好転し安全に下校が可能となった時点をもって下校させます。ただし、学校周辺の被害状況並びに今後の気象状況を踏まえ、緊急時引き渡しカードにより、下校させることもあります。その時は、「すぐーる」にて連絡させていただきます。

2. **松原市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合、「臨時休校」になります。**その日以降については、被災状況の把握後、近隣地域の安全が確認されてから、学校再開のお知らせをいたします。

※ 台風接近の際は、テレビ・ラジオ等の報道に十分ご注意ください。

※ 休校などの情報は本校ホームページをご覧くださいか、「すぐーる」でお知らせします。

※ 「すぐーる」への登録については学校にお問い合わせください。

(注1) 高齢者等避難

指定河川の水位が氾濫危険水位に到達することが予想される場合や洪水の危険度分布で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になった場合、高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う台風等が接近・通過することが予想される場合などに、市から発令される避難情報のこと。

(注2) レベル4以上の気象警報

地元の自治体が警戒レベル4避難指示を発令する目安となる情報のこと。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当し、災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくても河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断が求められるもの。氾濫危険警報・大雨危険警報・土砂災害危険警報・高潮危険警報がある。